

銀行実務用語シリーズ

財務用語解説

経済法令研究会

銀行実務用語シリーズ

財務用語解説

青木茂男 監修
経済法令研究会編

経済法令研究会

銀行実務
用語シリーズ 財務用語解説

定価 2700円

青木茂男 監修
経済法令研究会 編

発行者 下平 進

発行所 経済法令研究会
東京都新宿区市谷本村町35
郵便番号162 電話 03(267)4811

振替 東京 0-36665

印刷 陶真珠社

昭和50年7月15日	第1刷印刷
昭和50年7月20日	第1刷発行
昭和52年3月20日	第2刷発行
昭和53年4月15日	第3刷発行
昭和54年4月15日	第4刷発行
昭和55年4月15日	第5刷発行
昭和56年4月15日	第6刷発行
昭和57年12月10日	第7刷発行
昭和58年10月1日	第8刷発行

乱丁・落丁本はお取替えいたします

<検印省略>

ISBN4-7668-1003-1

序にかえて

今般、経済法令研究会より銀行実務用語シリーズ中の1巻として、〔財務用語解説〕が出版されることになり、私は本書の監修をすることになりました。経済法令研究会は、すでに同シリーズ中の〔法務用語解説〕を発行しており、同書は銀行など金融機関関係の皆さんに広く親しまれ、利用されております。本書は、いわばこの法務用語解説の姉妹書ともいえるべきものです。私はこの〔財務用語解説〕が、〔法務用語解説〕と同様に、銀行等の実務にたずさわる皆さんの良き座右の参考書として役立てられ、広く活用されることを願う次第です。

元来、銀行等の実務において、財務用語の正確な理解がたいへん必要であることは申すまでもありません。銀行業務と財務の知識の関係は、不可分であるといっても過言ではありません。このような現実的な必要性を充足する意図のもとに本書が刊行されたのであります。それ故に、本書は、広く関係者によって利用されるべきものと考えます。銀行等の業務にたずさわる人たちや、会社の財務関係の仕事をする人たちにとって、財務の勉強は何よりも必要であり、それ故に、企業の財務や財務管理の著書も多く出版されてはおりますが、必ずしも小項目分類による用語解説をした手頃な書物は見当りません。それだけに本書の有用性については、きわめて大きいものがあるといえるのではないのでしょうか。

本書の編集作業は、項目の選定から分担執筆の完了までに亘って、相当長い年月をかけたのであります。しかしこの根気の必要な作業を完了しえ

たことについては、何んといっても、項目選定などに、非常な努力をして下さった大野敏男、岡崎一郎、佐伯達也、高埜迪、三義智章の5氏の盡力によるところが大であったことを記さねばなりません。また本書の執筆者は、永年銀行で財務関係の仕事にたずさわってこられた方々や、公認会計士として財務関係の専門家である人たちであります。私が本書の監修者となることを承諾したのも、本書の企画が有用であると考えたことと、執筆者の方々がそれぞれ、その道で多年実務にたずさわってきた人たちであって、その執筆内容に対して信頼するからであります。このような意味からも、私は確信をもって本書を広く社会にすすめしうらと思っております。なお本書ができあがるについては、経済法令研究会・編集部の方々の労を特に記しておきたいと思います。

私も本書に収録した項目の選択などについてはおちこぼれなどないように注意は致しましたが、何んといってもそれが完全であるとは申せない点もあると思います。今後読者の皆さんにおかれても、掲載項目や内容についてお気付きの箇所がありましたならば、どうぞ御意見をお聞かせ下さい。皆さんとともに本書を一層完備したものへと育てていきたいと願する次第です。

以上本書の意図するところや、編集のいきさつなどをのべました。

昭和50年5月

青 木 茂 男

《監修》

青木茂男（早稲田大学教授）

《執筆者》

足立実（京都銀行）
 今坂信治（ときわ相行銀行）
 伊藤辰郎（公認会計士）
 井上貴夫（三井銀行）
 井上彰三（三和銀行）
 内田善三（公認会計士）
 岡崎一郎（東京相互銀行）
 岡崎正弘（東京都民銀行）
 岡本勉（中小企業診断士）
 大野敏男（三和銀行）
 加藤太一郎（住友信託銀行）
 鎌田普也（富士銀行）
 神尾繁（税理士）
 九津見文雄（東洋信託銀行）
 久島昭弘（公認会計士）
 佐伯達也（富士銀行）
 笹信夫（住友銀行）
 菅諄郎（千葉銀行）
 菅野豊（三菱銀行）
 住吉徳一郎（公認会計士）
 関根隆（東京都民銀行）
 高田康良（東海銀行）
 高埜迪（三井銀行囑託）
 高橋延生（中小企業診断士）
 田久保勝夫（三菱信託銀行）

田苗益雄（第一勸業銀行）
 田中政治（公認会計士）
 多田公彦（公認会計士）
 辻資郎（滋賀銀行）
 槌谷弘（泉州銀行）
 西芝透（紀陽銀行）
 西村文一郎（大和銀行）
 永尾隆（東京都民銀行）
 林弘（大阪銀行）
 林郁三郎（中央相互銀行）
 治田秀夫（公認会計士）
 伴勉（三菱銀行）
 藤田勇（十六銀行）
 藤尾幸雄（公認会計士）
 松井清（太陽神戸銀行）
 前田正昭（横浜銀行）
 松永健（大垣共立銀行）
 真下昌久（足利銀行）
 三義智章（東京都民銀行）
 宮川不可止（三和銀行）
 宮田勲（東京都民銀行）
 森口愛征（南都銀行）
 渡辺元（第四銀行）
 渡辺元吉（常陽銀行）

<他実務家多数執筆>

ア

R・P・G (アール・ピー・ジー) (Report Program Generator)

〔意義〕 各種報告書を作成するプログラムを特定の用紙 (RPG コーディング用紙) に記入することによって、自動的に作り出すプログラムをいう。

〔説明〕 企業における事務には報告書を作成する事務が多く、そのためのプログラム作成にあたっては記号式言語や共通語を使わず、ファイル仕様書、演算仕様書、出力仕様書等の RPG コーディング用紙を使い、これに使用ファイル名、加減乗除等の四則演算、報告書の様式、印刷位置、単位等を必要箇所に記入するだけでプログラムが自動的に作成される。

I・D・P・S (アイ・ディー・ピー・エス) (Integrated Data Processing System)

〔意義〕 総合データ処理または一貫的データ処理のことで、ある業務のデータをその業務のみで利用するのではなく、管理各員ないし関係業務等で利用できるようにしたものである。

〔説明〕 企業の巨大化、複雑化に対処し、多角化した業務をより有機的に結合し、総合的な判断にたつて各業務を運用するために、各業務の原始データをシステム全体で使えるように共通語で処理し、通信回線を使って各請求機器と中央処理装置を直結したシステムである。

アイドルコスト (Idle Cost)

〔意義〕 従業員の不働労働時間 (無作業時間) に対して支払われた労務費で、不働賃

金、不働費ともいう。

〔説明〕 不働労働時間は、従業員の遅刻・早退・私用外出、会議や会合、停電、機械の故障、作業手順の不備や間違いなどによって発生する。この不働労働時間は可能な限り短縮させることが原価管理上重要である。アイドル・コストは、狭義では、この不働労働時間に関する不働労務費を指すが、広義では、不働労務費のほかに不働労働時間に係る諸固定費の負担額、段取時間の増加にともなう諸費用の負担額などを含めた企業の実損額を指している。アイドル・コストは、通常、製造間接費として処理される。しかし、天変地異や労働争議などによるもので、その金額が巨額に及ぶものは原価外費用として処理される。

アウトプット (Output)

〔意義〕 出力といい、必要な情報を必要な形で EDP から取り出すことをいう。

〔説明〕 電子計算機に入っている (記憶されている) 情報を、集収、分類、演算等の加工をし、すぐに利用できる形で取り出すことで、その方法は印刷物、ディスプレイ画像のほか磁気テープ、紙テープ、カード等種々ある。この情報を取り出す機器を出力装置という。

青色申告 (あおいろしんこく)

〔意義〕 不動産所得、事業所得または山林所得を有する個人、または法人税の納付義務がある法人が、税務署長の承認を受けた場合には、確定申告書などを青色の用紙の申告書で提出する。青色申告者には多くの特典が認められる。

〔説明〕 税法は納税者が、整備された帳簿制度に基づき、自律的に申告納税することを期待している。そこで納税者が一定の帳簿書類を備付け、あらかじめ税務署長に届出て承認を受けた場合には青色申告が認められる。帳簿書類の整備が前提となるから、その備付け、記録または保存が規定に従っていないときや、記載内容に取引の隠べいまたは仮装などがあるときは、青色申告承認は申請を却下され、あるいは取消される。青色申告者にかかる更正は、原則として帳簿書類の調査に基づかなければならず、また更正通知書に理由を付記しなければならない。所得税法における青色申告者の特典は、青色事業専従者給与の必要経費算入、事業主報酬制度の採用、青色申告控除、貸倒引当金・価額変動準備金等の必要経費算入、特別償却や割増償却などの減価償却の特例、純損失の3年間繰越控除あるいは純損失の繰戻しなどである。青色申告法人に対する特例は、増加試験研究費の税額控除、減価償却の特例、準備金積立額の損金算入、欠損金の5年間繰越控除、欠損金の繰戻し、その他租税特別措置法上の多くの特例などである。

青色申告制度（あおいろしんこくせいど）

〔意義〕 所得税（事業所得、不動産所得、山林所得）、法人税の納税者のうち、一定の帳簿書類を備えた者に対し、申請に基づいて青色申告書の提出を認めるもので、納税者に対しては一定の帳簿書類の整備を要求するかわり、納税当局は青色申告者だけに認める種々の課税上の特典を与え、かつ白色申告者に対するような推計課税を行わず、更正・決定は必ず帳簿書類の調査に基づいて行なわなければならない。

〔説明〕 青色申告の特典のうち、主なものは次のとおりである。

- (1) 所得税 ①みなし法人課税の選択、②低価法の採用、減価償却の特例と特別償却、③各種引当金、準備金の繰入れ、④純損失の繰越控除、⑤青色事業専従者給与の必要経費計上。
- (2) 法人税 ①減価償却の特例と特別償却、②

各種準備金の繰入れ、③繰越欠損の損金算入④欠損の繰戻しによる還付。なお、「白色」「青色」という名称は申告用紙の色に由来している。

赤字補填（あかじほてん）

〔意義〕 当期利益または当期損失に前期繰越利益または前期繰越損失を加減した額が借方残高にでた場合、これが当期末処理損失となり、この未処理欠損金を補填することが赤字補填である。

〔説明〕 多額の繰越欠損があると企業の信用保持からは勿論、資本調達や株主への利益配当等に各種の支障をきたす。未処理欠損金の処理については、剰余金がある場合には剰余金取崩しの原則に基づいて、一定の順序に従って、剰余金が欠損補填のために使用される。剰余金がない場合には、減資の手続きをとり、資本金をもって補填することも考慮される。利益剰余金による補填はともかく、資本剰余金で補填することは、資本剰余金の利益剰余金への振替えを行なったと同一の結果を生み出すことになるから、その実行は慎重でなければならない。

〔条文〕 商法289条

足切り（あしきり）

〔意義〕 給与体系を作成する場合にとられる手法で、歩合制をとる業界で用いられる慣用語である。売上高または水揚高等従業員1人当りの営業成績に対し歩合給制をとる場合、一定額までは歩合給をつけずその額を超えた売上高についてのみ歩合給を適用する方法である。

〔説明〕 商品販売、保険勧誘業、タクシー業等歩合給が給与の主体となっている業界にみられる給与決定方式の一つで、従業員1人当りの売上高がある一定額までは当然本人が果たすべき最低の売上高であるとして、それを本人の業績貢献度測定の対象とせず歩合給算定基礎数字からはずす。すなわち売上げの足の部分を切るという意味からこの言葉が生まれたものである。タクシー業界等において運賃の値上げが行なわれる場合、タクシー業者の

収益性好転をはかるため、往々に足切り部分の切上げがなされ、給与体系の改正が行なわれる。

預り金 (あずかりきん)

〔意義〕 通常の営業取引にともなって生ずる預り金と、例外的に生ずる預り金のことである。

〔説明〕 通常の取引にともなって生ずる預り金には、営業保証のため売掛金のできる相手先から預かる場合や、入札保証金などがあるが、長期にわたって預かるものについては固定や、負債の部に表示される。給料の源泉所得税を預かって翌月10日迄に納付しようとするとき、その間預かっている源泉所得税もここにいう預り金である。株主や、役員、従業員からの預り金は財務諸表規則では「株主・役員・従業員預り金」の科目で別に表示される。その他、特約店に対する割戻金を支払うまでの間、預り金としておく場合などがある。このように預り金にはいろいろなものがあるが、通常は金銭的にそれほど多額にのぼる性質のものではない。預り金として示すようなものでないものが、ときになんとなく適当な勘定科目を考えつかないままに預り金とされている場合もあるので、内容的に注意してみなければならないことがある。また借入金を預り金として一時の体裁を繕っている場合もある。

預り保証金 (あずかりほしょうきん)

〔意義〕 営業上の保証金として預かった預り金である。

〔説明〕 預り保証金も預り金の一種であるから特に預り保証金として示されない場合もあるが、金額が大きくなると預り保証金として示した方が会社としてもわかりよいので別示されるのである。営業の根保証に取引開始にあたって預かる場合や、不動産会社や貸ビルを所有している法人などが敷金を受入れた場合は預り保証金として示されることになる。

預り有価証券勘定 (あずかりゆうかしょうけんかんじょう)

〔意義〕 商取引のため相手より担保または差入保証金の代用として有価証券を預かった場合に処理する勘定で、負債勘定である。有価証券を預ったとき、

(借方)有価証券××× (貸方)預り有価証券×××と仕訳を行ない、有価証券を返却したとき、上記仕訳を反対仕訳を行なって消滅させる。

圧縮記帳 (あしひくきちょう)

〔意義〕 この制度は、税法固有のものであり、一定の条件のもとに、固定資産等の取得価額を減額(圧縮)してこれを帳簿価額とすることである。

〔説明〕 たとえば、国庫補助金・保険金等で固定資産を取得した場合において、実際の取得価額から国庫補助金等相当額を控除した残額を帳簿価額とし、取得価額と帳簿価額の差額を損金に算入することができる。すなわち、国庫補助金等は益金に算入されるが、圧縮額(損金)と相殺されてその収入があった事業年度では課税の問題は生じないことになる。資本金の支出にあてられた国庫補助金・工事負担金等は、会計原則では資本剰余金であるとしているが、税務上は、資本取引にかかる収益でない以上当然課税の対象になる。ただ、資本金の支出にあてる目的で国・地方公共団体等から交付された国庫補助金等について課税をすれば、その分だけ固定資産の取得にあてる金額が少なくなり、交付の意味が半減するため、この圧縮記帳の制度により、直接的課税を行なわないようにしている。この制度は取得原価主義の例外であり、税務上免税されるのではなく、あくまでも課税の延期または繰延べの措置であるといえる。なぜなら償却資産の場合には、圧縮記帳をした資産は圧縮後の価額をもとにして減価償却を計算するので減価償却費が少なくなり、その結果利益が大きくなり税額が高くなる。また非償却資産である土地の場合でも、その土地を売却したときには売却と圧縮後の低い価額との差額が利益となり、税額が高くなる。このようにして圧縮記帳の税務上の効果は免税ではなく、課税の延期または繰延べである。圧縮記帳の会計処理としては次の三つの方法がある。①

損金経理によって帳簿価額を直接減額する方法。②損金経理により引当金を設ける方法。③利益処分により積立金を設ける方法。たとえば買換資産（土地）の取得価額100万円・圧縮額70万円とすれば、第1法では貸借対照表の土地は30万円、損益計算書には圧縮損70万円。第2法では、貸借対照表に土地100万円、圧縮記帳引当金70万円、損益計算書に圧縮損70万円。第3法では貸借対照表に土地100万円、利益処分で圧縮記帳積立金に70万円（この結果翌期の貸借対照表には土地100万円、圧縮記帳積立金——任意積立金として——70万円が出る）。圧縮記帳による課税の特例は、法人税法および租税特別措置法により、限定列挙規定となっており、主なものは次のとおりである。①国庫補助金、工事負担金、保険金等で取得した固定資産等の圧縮額。②交換、特定資産の買換え等により取得した固定資産等の圧縮額。③収用、換地処分等にともない取得した代替資産の圧縮額。なお圧縮記帳の課税の特例の適用を受けようとする場合で、その収益が発生した事業年度に固定資産が取得できなかったときは、決算で圧縮限度額以下の金額を特別勘定（未決算勘定）として経理することができ、その経理した金額に相当する金額については所得の金額の計算上損金に算入することができることになっている。

圧縮損（あっしゅくそん）

〔意義〕 税法上の圧縮記帳の制度において、資産の取得価額を実際よりも減額して帳簿価額とする場合の、その差額を圧縮損という。

〔説明〕 企業が資本的支出にあてる国庫補助金、または工事負担金等を受入れた場合には、その受贈益相当額は法人税法上益金の額に算入され課税される。このような場合に国庫補助金等について一時に課税するときは、その交付の目的である資産の取得が困難となる。そこで税法上国庫補助金等により取得した資産について一定額まで帳簿価額の減額つまり圧縮記帳をすることを条件として、その圧縮額を損金に算入し、実質的にそれらの益金と相殺し、課税所得を生じさせないように

している。しかし、圧縮記帳を行なった資産について、その後の譲渡原価または減価償却の計算の基礎となる取得価額は、実際の取得価額ではなく、圧縮記帳後の価額となる。したがって、圧縮損に対応する部分の譲渡原価、減価償却額が少なくなる。つまり、圧縮記帳の制度は課税延期をはかるものである。圧縮損は、国庫補助金等で取得した固定資産等のほか、保険金等で取得した固定資産等、交換により取得した資産、特定の現物出資により取得した有価証券、収用・換地処分等により取得した資産、特定の資産の買換え等により取得した資産等についても認められる。国庫補助金等の返還不要が期末までに確定しない場合や圧縮記帳の対象資産を期末までに取得しない場合には、一定期間、その確定した決算において特別勘定に経理することが認められる（特別勘定繰入額は損金に算入される）。その後の事業年度において、返還不要が確定し、あるいは対象資産を取得したときは、特別勘定の金額を益金に戻し入れるとともに、同時に圧縮記帳が認められる。

圧縮引当金繰入額（あっしゅくひきあてきんくりいれがく）

〔意義〕 圧縮記帳において、圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰入れる場合のその金額をいう。

〔説明〕 圧縮記帳というのは、その対象資産の帳簿価額を直接に減額し、圧縮記帳による損金（圧縮損）を確定決算において費用または損失として経理することをいう。しかし、商法の計算規定では、固定資産については、その取得価額は原則として実際の取得価額とすることとなっているため、これに対処して直接減額経理に代え、①減価償却資産については圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰入れる方法、②非減価償却資産については、この方法のほかに、圧縮限度額以下の金額を確定した決算において利益または剰余金の処分により積立てる方法が認められる。これらの引当金経理または積立金経理をした資産についても、譲渡原価、減価償却費の計算については、その取得価額ま

たは帳簿価額は実際の取得価額または帳簿価額から、引当金額または積立金額を控除した金額による。

㊦ 圧縮損

後入先出法 (LIFO) (あといれさきだしほう)

〔意義〕 先入先出法の反対で、最も新しく受入れた棚卸資産から先に払出しが行なわれたと仮定して消費価格および期末棚卸評価を行なう方法である。1期または1か月を区切りとして、その期間の最後に近い受入れから順次払出しが行なわれたとみなすのが期別または月別後入先出法であり、払出しが行なわれるつど、最近の受入れから払出しが行なわれたとみなすのが「そのつど後入先出法」である。たとえば、

4月5日 受入 数量 100個 単価 10円

4月10日 払出 数量 40個

4月20日 受入 数量 60個 単価 12円

上記の場合、4月10日の払出単価は月別後入先出法では12円、そのつど後入先出法では10円である。なお、「後入先出」は棚卸資産の実際の受払いの順序とは関係のない計算上の仮定であることに注意を要する。

〔説明〕 後入先出法は、払出された消費価格が最近の購入原価に近くなるので、当期の収益に対応する売上原価を最近の価格水準で計算することになり、価格変動による利益を期間損益計算から排除する効果がある。その反面として、期末の棚卸資産は古い価格水準によって評価されることになる。

アプリケーション・プログラム (Application Program)

〔意義〕 電子計算機の利用者によって作成された業務処理のプログラムで、利用者一般に共通して利用できるものをいう。

〔説明〕 企業等が業務を機械処理する場合、一定の機械処理プログラムが必要であるが、大量的な業務についてはプログラムの定型化が行なわれている。主なものは給与計算、売上、在庫管理、財務諸表作成等の会計事務、経営分析・市場調査・アンケート集計等がある。

アメリカ型資金運用表 (アメリカがたしきんうんようひょう)

〔意義〕 比較貸借対照表に増減項目をつけ、「資金の調達」と「運用」に整理したものを、さらに基礎資金の調達と運用の差額から、正味運転資本の増減額を算出表示した資金運用表のことである。

〔説明〕 アメリカ型資金運用表は、多くの資金運用表のなかで、最も実務的かつ実用化されたものの一つに数えられ、ただ単に比較貸借対照表を、資金の調達事由に属するものと運用事由に属するものとに分けた非区分式資金運用表や、基礎資金と運転資金とに分解して資金の調達や運用について考察しようとする二区分式資金運用表よりも、適格に正味運転資本の増加あるいは減少額を把握しようとするものである。この運用表では、運転資本の流れが妥当であったか否かを検討するのが容易で、グレゴリーの法則を踏まえておくと、より効果的に資金運用分析をすすめることが可能である。

アモーティゼーション (Amortization)

〔意義〕 ①有形固定資産の減価償却、鉱山業等の埋蔵資源、石材・森林立木等の採取資源たる涸渇資産の減耗償却に対応して、無形固定資産に適用される償却方法である。使用によって減価していく有形固定資産等とは違って、無形固定資産の場合はいくら使ってもそれ自身減価が発生するというのではなく、したがって、減価償却ではなく、単なる償却であり、無形固定資産に投下された資本の一定期間内の回収としてなされるものである。それ故、無形固定資産の償却は「なしくずし」または「アモーティゼーション」とよばれ、一定の貨幣価値額を一年以上の期間に均等配分して回収する手続であり、価格償却の性格をもっている。②プレミアム付きの公社債を取得した場合、償還時には額面しか返還されないのでプレミアム分の損が発生する。一方、プレミアムがつくということは利率が市中金利より高いためであるから、利息にはプレミアムの還元に相当する部分が含まれている。そこでプレミアム還元部分を毎期、受取

利息から控除し、一方で公社債の取得価額を同額だけ減額していく。これをアモータゼーションといい、無形固定資産のアモータゼーションとは全く関係がない。

〔条文〕 企業会計原則注解22

粗利益 (あらうえき)

〔意義〕 売上総利益といわれるもので、純売上高から売上原価を差引いた金額をいう。

〔説明〕 総売上高から売上値引および戻りを控除して純売上高を求め、売上原価は商業にあっては期首商品棚卸高と商品純仕入高(総仕入高一仕入値引および戻し)との合計額から期末商品棚卸高を控除したものであり、工業にあっては、期首製品棚卸高と当期製品製造原価との合計額から期末製品棚卸高を控除したもので、かかる利益は、商工業にあっては基本的なものであり重要である。売上高に占める割合を売上総利益率という。これは企業の収益力を測るうえで第一に重要な要素で、損益計算書でも第一の区画に表示される。

安全性 (あんぜんせい)

〔意義〕 財務分析における安全性とは、企業が所有運用する流動資産・固定資産と資金調達源泉である流動負債・固定負債・資本との関係が適正であるかどうかの基準を示す概念である。

〔説明〕 安全性には、流動資産と流動負債の割合による安全性、固定資産と資本(自己資本と負債)の割合による安全性、負債と自己資本の割合による安全性とがある。企業が一つの有機体である以上、貸借対照表を構成する各勘定科目が、全体的にも相対的にも調和比例を保つべきであるが、一方、企業の資産構成は、企業の業種によって相違するし、景気変動をきたす。さらに資産構成・負債構成によって企業の収益力に重大な影響を与える。安全性を考察する場合、業種によって大きな相違がある点に注意しなければならない。たとえば、不動産業、運輸、倉庫、電気、ガス、サービス業等に比較的高い固定資産を配分する業種もあれば、資本の大部分が流動資産に運用される卸売、小売業のようなものもある。

したがって業種別の平均値あるいは標準と比較することによりその安全性の優劣を判定すべきである。その他、企業資本を、他人資本の安全性、払込資本の安全性、企業総資本の安全性の3方面から検討する場合もある。

安全性の原則 (あんぜんせいのげんそく)

④ 保守主義の原則 (p. 363)

安全性分析 (あんぜんせいぶんせき)

〔意義〕 企業の資産、負債、資本が適正に構成され、調和比例が保たれているかどうかを判定する手続である。

〔説明〕 安全性分析には、財務流動性分析、財務安全性分析、資本構成分析がある。①財務流動性分析——流動負債の支払い・返済のためには現金の保有が必要であるが、すべての流動負債を直ちに返済する必要がない以上、近く現金化しうる資産を流動負債支払いの準備のために保有すればよいことになる。流動負債の適正保有量から、企業の短期の支払能力、財務の安全性を判定するためには、流動比率や当座比率が用いられ、それぞれ200%以上、100%以上であれば安全性は高いとされているが、いずれも絶対的な基準ではない。②財務安全性分析——固定資産に運用された資本中、安定した長期的資本はどの程度の割合を維持するのが安全であるかを判断するために固定比率や固定長期適合率が用いられる。固定比率は100%未満であれば一応安全とされるが、固定負債も固定資産の適正な資金源とされるところから一概に100%未満でなければならないということはない。また、固定長期適合率が100%を超過する場合は不健全である。③資産構成分析——企業の負債に対する依存度の分析であり、負債に対する依存度が高まれば企業は不安定であり、安全性は低いといえる。これに関する指標は負債比率であり、この比率が100%であるときは自己資本と負債が同額となるが、負債比率、総資本負債比率ともあまりに大きいと財務上の安全性を疑わざるをえない。

$$\text{④ 流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$\text{当座比率} = \frac{\text{当座資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本}} \times 100$$

$$\text{固定長期適合率} = \frac{\text{固定資産}}{\text{自己資本} + \text{固定負債}} \times 100$$

$$\text{負債比率} = \frac{\text{負債}}{\text{自己資本}} \times 100$$

$$\text{総資本負債比率} = \text{負債比率の逆数}$$

安全余裕量 (あんぜんよゆうりょう)

〔意義〕 安全余裕量とは、在庫管理における需要量、調達期間等の不確定要因による在庫切れを防ぐための余裕量のこと、最小在庫量、安全在庫量ともよばれている。

〔説明〕 需要が確定しており調達期間が一定である場合には原則として必要ないが、実際の在庫管理では、需要を正確に予測することは不可能であり、また発注から納入までの調達期間も必ず一定に管理することは困難であるので、安全余裕量が必要となる。この安全余裕量を決定する方式には種々の方式があるが、基本的には、①不足の確率に基づく方式と、②不足した場合の損失を在庫の保管費とのバランスを考慮して決定する方式の二つに分けられる。

安全率 (あんぜんりつ)

〔意義〕 企業の現在の売上高のうち損益分岐点を超える超過額の現在の売上高に対する比率をいう。

$$\text{＜算式＞ 安全率} = \frac{\text{現在売上高} - \text{損益分岐点}}{\text{現在売上高}}$$

〔説明〕 安全率は売上が減少していった損益が0になるまでの余裕を意味するものである。企業の収益性は現在の売上高と損益分岐点との距離に比例するといわれる。安全率が大きいほど利益は大きく、反対に小さければ利益も少ない。また、安全率と限界利益率から売上利益率を算出することができる。

$$\text{㊤ 売上利益率} = \text{安全率} \times \text{限界利益率}$$

安定受注 (あんていじゅちゅう)

〔意義〕 下請企業が親企業より常に安定した受注を得ることをいう。

〔説明〕 小規模な会社においては、資金力や技術不足等により、独自の自家製品を開発し、製品化していくことは、なかなか難しく、どうしても大企業や系列企業にその存立を依存せざるをえない。親企業に対する依存度が高ければ高いほど、安定した受注が必要なわけで、通常は3～4か月程度の受注をもっていることが、企業の操業を安定的に維持していくうえにおいて必要とされている。また、親企業つまり発注先が1社だけであれば危険がともなうことから、2ないし数社を受注先にもち、安定受注の確保に努めることが必要とされている。

安定配当 (あんていはいとう)

〔意義〕 成行き配当に対する用語で、配当支払いを企業利益の成行きに任せず常に安定的に継続的に行なうことである。

〔説明〕 安定配当は、固定的株主層を形成し企業の信用基盤を強固にする等の理由から望ましいものと考えられるのが一般通念となっている。しかし企業の未来予測は本来不確定なものであるために安定配当はともすれば長期的な低率配当を意味しがちである。一般に利益が安定し、大衆株主層が多い会社ほど安全配当に適しているといえる。なお、安全配当プラス特別配当型といって、安全配当を原則としながら、高収益期に臨時に特別配当の形で増配を行ない、安定配当が事実上低率配当となるのを補償する方法をとる場合もある。

イ

E・D・R (イー・ディー・アール)

〔意義〕 European Depositary Receipts の略称で、欧州預託証券と訳す。日本の会社が発行する株式を見返りに、欧州で発行される外国証券をいい、アメリカで発行されているADRと同じような性格のものである。米国におけるADRの発行が、米国金利平衡税により困難となったため、ユーロダラー市場の拡大にともない、米国市場に代って欧州市場がクローズアップされてきたわけである。現在日本のEDRは、シャープ、パイオニア、オリンパス、キャノン等である。なお、EDRの仕組については、ADRの項を参照。

E・D・P・(S) (イー・ディー・ピー・エス)

〔意義〕 Electronic Data Processing System の略称で電子計算機を中心にした情報処理システムをいう。

〔説明〕 電子計算機は、入出力装置、記憶装置、計算装置、制御装置から構成され、大量の記憶能力、高速の演算、高速の入出力、自動的处理等の特色がある。この特色を生かし部分的業務から総合的業務へ、日常的業務から構造的経営判断へとその利用は発展し、機能も通信回線を結合することによってオフラインからオンラインへと発展し、総合オンラインシステム、経営情報システムとして集大成されつつある。

EDP 監査 (イーディーピーかんさ)

〔意義〕 EDP 監査には電子計算機を使用している会計に対する監査の意味と、電子計算機を利用した会計監査の二つの意味があるが通常は前者の意味で用いられている。

〔説明〕 EDP を用いた会計といっても、減価償却や退職給与引当金の計算など部分的にEDP を利用している程度のものから、売上・売掛・仕入・買掛・原価計算など会計の中心的な分野にEDP を用いている場合、さらに殆どの会計帳票をEDP 化している場合と、いろいろであるが、いずれにしても取引量の大量化を背景にして、計算・記帳がプログラムに従って全く機械的に処理されることに特徴がある。EDP 監査の方法としては、①従来の監査手続による方法、②推計学を応用した統計的試査を用いる方法、③プログラムを読んでその妥当性を検討する方法、④テスト・データをプログラムに流してプログラムの妥当性を検証する方法、⑤監査人の方で用意した監査用プログラムに会社のデータ（磁気テープ等）を流して計算結果を検証する方法等がある。

意見差控 (いけんさしひかえ)

〔意義〕 監査人が必要と認めた重要な監査手続が何らかの理由で実施できなかった場合には、監査人は財務諸表が会社の財政状態および経営成績を適正に表示しているのか、いないのかわからないので意見を表明することができない。そこでこのような場合には、監査人は「意見の表明を差控える」という表現をすることになっている。

〔説明〕 監査手続を実施できない理由としては、①依頼人の意思によって監査手続の実施を制限された時、②内部統制組織・会計組織が著しく不備な場合、災害や官憲による会計資料の押収などによって監査が実施できなかった場合などがある。監査手続を実施できな

かった場合のほかに、会計記録の著しい不備、訴訟などの重大な未確定事項がある場合に意見差控があるといわれる。

維持修繕費 (いじしゅうぜんひ)

〔意義〕 固定資産を継続して使用するために必要な維持修繕の費用をいう。

〔説明〕 固定資産には、使用期間中における維持費用のほかに破損・摩耗により現状回復のために必要な補修費が生ずる。これらは、その固定資産の価値の増加や当初の使用年数(耐用年数)の延長をもたらさないもので、収益的支出(当該発生年度の費用)となる。なお、一般に維持修繕費の勘定科目ではなく単に修繕費として処理している場合が多い。

維持修繕費対売上高比率 (いじしゅうぜんひたいうりあげだかひりつ)

〔意義〕 監査分析に用いる財務比率の一つで、固定資産の維持修繕のために支出される間接費と経営収益との均衡関係を示す。

＜算式＞ 維持修繕費対売上高比率

$$= \frac{\text{固定資産の維持修繕費(含減価償却費)}}{\text{経営用有形固定資産}} \times 100$$

〔説明〕 この比率は固定資産減価償却費を主体とする維持修繕費を売上高と対比することによりその均衡関係を考察するものであるが、原則的には当比率は低率であり、かつ毎期大きな変動のないことが収益性および収益性の安定性の面から望ましいことはいうまでもない。当比率の試算、時系列比較をする前提としては、(1)減価償却費等維持修繕費が政策費の固定費性をもつことの理解、(2)企業において維持修繕に関する政策の変更の有無と当否の吟味が必要となる。当比率が期によって異常な変動を示すことは、①企業の決算政策上の操作(特に減価償却費等の過小計上)、②資金繰上げからする修繕費の繰延べ、③過去の修繕延期分の一括実施、等によるもので十分な内容吟味を要する。

維持修繕費対固定資産比率 (いじしゅうぜんひたいこいていしさんひりつ)

〔意義〕 別項の維持修繕費対売上高比率とと

もに監査分析に用いられる財務比率の一つで、固定資産が能率的に維持管理されているかを示す。

＜算式＞ 維持修繕費対固定資産比率

$$= \frac{\text{年間計上する固定資産維持管理費}}{\text{固定資産簿価}} \times 100$$

〔説明〕 この比率は維持修繕費対売上高比率の関連比率であって、企業としての固定資産維持政策の当否を検討するために用いる。当比率は当然低率かつ毎期安定していることが望ましく、そのためには企業の減価償却実施の基礎的政策が健全で(減価償却費十修繕費十その他の維持費)、合計額に常に経営用有形固定資産簿価と一定割合を保つ関係になるように財務政策が組まれていることが前提となる。生産設備等の使用進行、年数経過による生産効率低下期に急激に維持修繕費比重が増大し企業収益性を低下させることは好ましくない。当比率は時系列比較と同等他社比較を行なう必要がある。

☞ 維持修繕費対売上高比率、減価償却費、時系列比較

意匠権 (いしょうけん)

〔意義〕 無形固定資産の一種であり、意匠法によって、物品に関する形状・模様・色彩またはその結合による新規の工業的意匠の考案をした場合に、登録して、それを独占的に専断することができる権利をいう。

〔説明〕 意匠権は法律上、設定の登録の日から15年の存続期間とされているが、税法では7年の耐用年数で定額法によって償却することになっている。

異常損益 (いじょうそんえき)

〔意義〕 毎期繰返し発生せず、偶発的・突発的に生ずる損益項目をいう。

〔説明〕 異常損益は、企業本来の営業活動から付随して不可避免的に生ずるが、その発生が全く予期できない偶発的・突発的原因に基づくため期間外損益に属する。したがって、商法の計算書類規則や企業会計原則では、特別損益項目として処理される。異常損益項目には、天災、火災、盗難のような偶発的

原因に基づく財産喪失、一方的な贈与に基づく財産利得、棚卸資産の保管中に生ずる異常な減耗損などがある。固定資産や投資資産の売却損益や過年度修正損益を含める場合もあるが、厳密な用語上の区分からは、除かれる。なお、異常損益項目は、非経常的項目、非期間的項目または偶発的項目とも称される。

委託買付 (いたくかいつけ)

〔意義〕 自己の計算において、他業者に商品の買付を委託することをいう。買付額に対しては、一定の買付手数料を支払う。

〔説明〕 委託買付の取引上の計算はすべて委託者に帰することになり、買付に関する買付価格、買付手数料等は仕入価額に加算される。しかし、委託条件によっては委託と同時に代金の一部を前払いすることもあり、また買付代金を支払うまでの一定期間内は、委託者は受託者に対して債務を負う。このような受託者との間に生ずる債権・債務は、委託買付勘定により処理する。

委託販売 (いたくはんばい)

〔意義〕 商品などの販売を自己の計算において販売業者に依頼するものをいう。販売額に対しては、一定の手数料を支払う。

〔説明〕 委託販売に際しては、委託販売のために積送した商品についての勘定（これを積送品勘定という）と、委託販売によって委託者との間に生ずる債権・債務を処理する人的勘定（これを委託販売勘定という）を設ける。委託販売については、受託者が委託品を販売した日を売上収益の実現の日とする。ただし現実にはこのような販売基準を適用することが困難な場合があるから、委託先から販売済の積送品に関する売上計算書が到達した日をもって、その売上収益の実現の日とみなすこともできる。

一年基準 (いちねんきじゅん)

⑦ ワン・イヤー・ルール (p. 414)

一般管理費 (いっぱんかんりひ)

〔意義〕 事業活動全般を管理するための費用をいう。

〔説明〕 企業では、事業遂行上、製造および販売の主要業務以外に全体を管理する業務が必要とされる。それは主として本社機構のなかで行なわれ、そこで発生する費用には、たとえば管理業務に従事する役員の報酬、従業員の給料手当、福利厚生費、家賃地代、旅費交通費、通信費、公租公課、減価償却費、雑費などがある。販売費と一般管理費を明確に区分することが煩雑なため、販売費と一般管理費の双方を、共通の一勘定科目（たとえば営業費）によって処理している場合が普通である。しかし、経営効率の測定や予算制度による管理を行なう場合には、販売費と区分して把握することが必要である。

一般管理費比率 (いっぱんかんりひりつ)

〔意義〕 一般管理費を売上高と比較して、その多寡を判断するもので、一般管理費を売上高で除して算出する。

〔算式〕 一般管理費比率

$$= \frac{\text{一般管理費}}{\text{売上高 (完成工事高 + 兼業売上高)}} \times 100$$

〔意義〕 この比率が高いときは、売上高に比べて一般管理費が多すぎることを示すとともに、管理部門の効率が悪いことを表わす。もっとも、一般管理費の大部分は売上高の増減に関係なく発生する固定費の性格を有し、売上高が増加したときは一般管理費比率は低く逆に売上高が減少したときには高くなり、売上高の増減で変化するので、判断にあたっては、そのときの経済情勢を考慮する必要がある。また一般管理費の個別費用ごとの売上高比率を算出し、過去の比率とも比較することによって、その過大・過小の原因を追求することもできる。主要業種の標準比率は、中小企業庁編「中小企業の原価指標」に発表されている。

移動作業 (いどうさぎょう)

〔意義〕 移動作業とは、作業対象が前進し、移動している間に、この動く作業対象に対し

て実施される作業を意味する。

【説明】 流れ作業方式の一つで、作業対象に対する加工作業が作業対象の進行中に行なわれるものである。これに対するものとして静止作業がある。これは加工作業が作業対象の静止状態のときになされるものである。なお、流れ作業の特徴としては、①生産職区が流れ作業線の形でつくられる、②各流れ作業線は一製品あるいは数種の製品を交互に製造する、③作業が時間的に同時性をもつ、④作業が横に結びつけられている、⑤労働対象を移動するのに特殊の運搬手段が利用される等があげられる。こうした移動作業の実施される流れ作業組織（コンベヤー・システム）においては、一定の速度でたえず継続的に移動するコンベヤー上に一定の間隔をもって作業対象が配置され、コンベヤーの側面にそって作業対象の間隔と同じ間隔をもって配置された工程職場の労働者がコンベヤー上の前進中の作業対象に対して反復的に同一の加工作業を実施することとなる。アメリカの自動車王ヘンリー・フォードが乗用車を大量生産するため採用したのが始まりとされている。

移動平均法（いどうへいきんほう）

【意義】 棚卸資産を種類・型等の異なるごとに区別し、その種類等を同じくする棚卸資産の異なる単価での受入れがあるごとに平均単価の改訂を行ない、その改訂平均単価で次の受入れがあるまで払出しを行なう方法であり、期末棚卸資産は最後の受入れによって修正された単価で評価されることになる。

【説明】 1か月のうちに何回も受入れがある場合に、受入れのつど単価を改訂せず、1か月単位で計算する場合があります。これを月次移動平均法という。たとえば前月繰越しゼロ、当月受入れが5日に単価50円で10個、10日に単価70円で10個、20日に単価90円で10個であり、払出しが15日に10個とすれば、月末在庫20個の単価は、通常の移動平均法では75円、月次移動平均法では70円である。

イノベーション（innovation）

【意義】 いままで行なわれていなかった新し

い方法が採入れられて、新しい局面が現われることである。

【説明】 これは経済発展過程の一側面である革新過程のことで、経済学者シュンペーターがこれによる経済発展理論を展開したことから注目されるようになった。シュンペーターのいうイノベーションとは、単なる生産技術上の革新ばかりでなく、①これまで消費者に知られていない財貨や新しい品質の財貨を製造する、②ある産業における新しい生産方法の導入、これは新発明に基づくことを必要としない。また商品の流通過程における新しい方法をも含んでいる、③新しい販路を開拓する、④原料や半製品の新しい供給源を獲得する、⑤新組織の達成、など商業上、組織上の革新をも合わせ含んでいる。なお、最近ではイノベーションは主として技術革新の意味に用いられているが、本来は単に技術上の変化にとどまらず、需要構造、設備投資、新製品開発など企業経営全体に大きな影響を及ぼし、経営革新につながるものとされている。

違約損失保証引当金（いやくそんしつほしょうひきあてきん）

【意義】 租税特別措置法57条の3の規定により、商品取引所法による商品取引所、または証券取引法による証券取引所が、違約損失に備えるため、その開設する各商品市場または有価証券市場について一定限度内の金額を費用処理したとき認められた準備金である。ここにいる違約損失とは、法人の開設する商品市場または有価証券市場における売買取引の違約によりその会員が被った損失をいう。

印紙税（いんしぜい）

【意義】 印紙税法により不動産売買契約書、約束手形、金銭領収書等、特定の文書に対し、その作成の段階をとらえて課税する流通税をいう。

【説明】 印紙税は、印紙納付の方法によっているすべての税を総称してよぶ場合と、印紙税法で規定している印紙税だけを指す場合とがある、前者には、有価証券取引税、登録免許税、物品税なども含まれる。印紙税（印紙